

16 川財財第 183 号  
平成 16 年 9 月 6 日

各 局 区 長 様

副市長 東 山 芳 孝  
副市長 鈴 木 真 生

## 平成 17 年度予算編成について

平成 17 年度の予算編成は、次の方針に基づき進めるよう、通知する。

### 1 本市の財政状況と今後の見通し

わが国経済は、雇用情勢の改善が進み、所得も底堅く推移していることなどを背景に、企業部門で先行していた改善の動きが家計部門にも広がり、堅調に回復している。また、今後の見通しについても、長期金利や世界経済の動向が国内経済に与える影響には注意が必要であるものの、民間需要を中心とした緩やかな拡大期間が続くものと想定される。

本市においても、こうした状況の中、法人市民税が平成 15 年度決算見込み及び平成 16 年度予算において、それぞれ前年度と比べ増加するなど、明るい兆しが見えているところである。

しかしながら、市税収入全体として見た場合には、固定資産税の減少などにより大きな伸びは期待できず、一方、歳出においては、人件費がいまだに高い水準にあり、また扶助費や公債費が増大する傾向にあること、さらに特別会計や企業会計への繰出金が大きな比重を占めていることなどの影響により、なお多くの収支不足額が見込まれることから、予算編成段階においては、厳格な対応が依然として必要な状況にある。

このような中で、本市は、一昨年 9 月に策定した「行財政改革プラン」(以下、「改革プラン」という。)に基づき、毎年の収支不足額を埋めるとともに、中長期的には収支不足を解消することを目指し、継続して、行財政改革の強力な推進に取り組んでいるところであるが、その結果、平成 15、16 年度とも、削減目標を上回る成果を収めることができたものである。

しかしながら、平成 16 年度においては、市税収入が「改革プラン」における見込みを下回っており、さらに「三位一体の改革」による地方財政計画の歳

出規模の抑制により、臨時財政対策債も大きく減少したことなどから、減債基金からの借入金を「改革プラン」の収支フレームで想定した金額よりも、増額して対応せざるを得なかったところである。

平成 17 年度の市税収入も、「改革プラン」上の見込みと比較した場合には、なお大きな乖離が生じる可能性が高く（資料 1 参照）さらに、これを補うべき臨時財政対策債についても、「三位一体の改革」をめぐる動向の中では非常に不透明な状況にあることから、引き続き厳しい状況が想定されるが、現在策定作業を進めている総合計画の構想実現に向けた実行計画を着実に推進するためにも、全庁一丸となつての行財政改革の取組みが、なお一層強く求められるところである。

平成 17 年度の予算編成においては、このような認識に立ち、次に掲げる考え方に沿って取り組むものとする。

## 2 予算編成にあたっての基本的考え方

平成 17 年度の予算編成にあたっては、新たな総合計画におけるまちづくりの基本目標の実現をめざし、引き続き行財政改革を徹底して推進することにより、極めて厳しい財政状況に対処するとともに、限られた財源を有効に活用しながら、行政が取り組む施策を厳選するものとする。

なお、予算は、「改革プラン」第 7 章に示す「市政運営のガイドライン」に基づき、平成 14 年度に作成した「財政収支見通し」上の平成 17 年度歳出から、人件費、公債費及び法定扶助費を除き、一般財源ベースで 9 %（平成 16 年度は 7 %）抑制することを原則とする。（資料 2 参照）

### 予算編成手法の改革

#### [ 新たな総合計画との整合性の確保 ]

社会経済環境の変化の中においても、総合計画の実行性を確保するため、3 ヶ年の実行計画を作成し、基本構想に基づく施策の具体的な取り組み内容及び成果目標を明示するが、平成 17 年度予算は、財政状況を踏まえた実行計画の初年度の内容を定めるものであることから、「事務事業総点検“川崎再生 ACTION システム”」（以下、「ACTION システム」という。）とも連携を図りながら、3 ヶ年の事業内容を視野に置いて予算調整を行うものとする。

#### [ 各局（区）における主体的な取組の強化 ]

「ACTION システム」の成果を十分に生かし、自主的な見直しを行うことを原則とする。

予算編成において、各局がより主体的に施策・事業の再構築を図ることができるよう、枠配分経費などの経費区分を適正化する。

市債の活用を検討する際には、新たに集計を行った資料 3 の「款別公債費配分表」により、将来の元金償還額及び利子支払い額の状況を把握した上で、後年度負担に十分配慮した事業計画を策定する。

「コスト削減奨励制度」については、特別会計、企業会計を含め、なお一層積極的な対応を図るものとする。

#### [ 地域課題を解決するための取組 ]

本年 5 月に出された「区行政改革検討委員会」からの提言を踏まえ、区役所が主体となって「地域の課題を自ら発見し解決する」という基本的な考え方に立ち、必要な措置を講じるものとする。

#### [ 予算編成会議による総合的、横断的な調整 ]

行財政改革の強力な推進と重点的かつ効果的な施策実施を図り、その結果を予算に反映させるため、「予算編成会議」を開催し、各局（区）連携による総合的、横断的な調整を行う。

#### [ 予算編成過程の公表 ]

予算編成過程の透明性を向上させるため、予算要求金額の公表を行うなど、引き続き取組を進める。

## 行財政改革の推進

「活力ある暮らしやすいまちづくり」や「共創的市民福祉社会」の実現に向けて、市場原理の活用や効率的な行政運営に努めるとともに、必要な市民サービスを充実・強化するという、「改革プラン」第3章に示す「行財政改革の基本的な考え方」に則し、引き続き徹底的な行財政改革の取組みを進めるものとする。

### < ．行政体制の再整備 >

「民間でできるものは民間で」という基本的な考え方に基づき、効率的かつ効果的な行政体制の整備に向けた取組みをさらに徹底し、強化するものとする。

（主な見直し施策）

- ・ 人件費の削減（職員配置の見直し、組織機構の再編・整備、人事給与制度の見直し）
- ・ 公営企業の経営の健全化
- ・ 出資法人の見直し
- ・ 補助・助成金の見直し
- ・ 債権確保策の強化
- ・ 総合的土地対策の推進

### < ．公共公益施設・都市基盤整備の見直し >

「活力ある暮らしやすいまちづくり」を基本コンセプトに、費用対効果に基づいて事業の優先順位（プライオリティ）をつけて事業選択を行い、重点的な事業実施を図る。

### < ．市民サービスの再構築 >

「共創的市民福祉社会」を実現するため、「真に必要な人に、必要なサービス」を効果的・効率的に提供できる仕組みを再構築するものとする。

（再構築の主な考え方）

- ・ 市民参画による地域主体のまちづくりを最優先
- ・ 社会環境の変化に合わせた施策の再構築
- ・ 効率的・効果的な市民サービス供給システムの構築
- ・ 公平性の観点に立った受益と負担の適正化

### 3 予算要求にあたっての基準

「改革プラン」に示す「市政運営のガイドライン」を踏まえ、次の基準により予算要求するものとする。

- (1) 新たな総合計画の「実行計画」や「重点戦略プラン」を念頭に置きながら、「ACTION システム」による事業の総点検を行い、その成果を、予算要求に十分反映するものとする。
- (2) 事務事業の実施にかかるコストに留意し、「民間でできるものは民間で」という考え方を基本とし、積極的に民間活力の導入を検討するものとする。
- (3) 相互に関連し合う事業間の調整を行うとともに、新事業手法の積極的な導入やコスト削減など将来の財政負担の軽減を図る効果的・効率的な事業運営に努めるものとする。
- (4) 新規・拡充事業については、スクラップ・アンド・ビルドの原則を徹底し、既存事務事業の廃止等に対応するものとする。
- (5) 厳しい財政状況に対応するため、政策的経費（経常的経費を除く。）及び投資的経費については、新規・拡充事業を含め、一般財源ベースで前年度予算比マイナス5%の範囲内での要求とするが、新たな総合計画に対応したメリハリのある予算要求となるよう努めるものとする。

以上の方針に基づく細目については、先の予算編成作業指針に記す諸事項によるものとする。

## 今後5年間の収支見通し

(単位:億円)

		H16予算	H17	H18	H19	H20	H21
歳	入 合 計	5,210	5,059	5,280	5,172	5,218	5,514
	市 税	2,517	2,540	2,565	2,619	2,674	2,730
	地 方 交 付 税	8	8	8	8	8	8
	市 債	653	577	558	539	520	476
	そ の 他	2,031	1,934	2,149	2,006	2,016	2,300

		H16予算	H17	H18	H19	H20	H21
歳	出 合 計	5,210	5,616	5,934	5,797	5,800	6,084
	義 務 的 経 費	2,549	2,735	3,026	2,981	2,990	3,271
	人 件 費	1,173	1,140	1,171	1,202	1,171	1,156
	扶 助 費	831	895	964	1,035	1,102	1,169
	公 債 費	545	700	891	744	717	946
	投 資 的 経 費	802	867	866	869	869	869
	そ の 他 経 費	1,859	2,014	2,042	1,947	1,941	1,944

収 支 差	0	557	654	625	582	570
-------	---	-----	-----	-----	-----	-----

5年間収支不足額合計  
約 3,000億円

前提条件(三位一体の改革の姿が不透明であるが、次により算定した)

- ・平成18年度以降の市税等は、平成17年度見込額に内閣府試算実質経済成長率を乗じて算定(平成18年度は、固定資産評価替えを考慮)
- ・三位一体の改革については、平成16年度実施分のみ見込んだ  
(ただし、臨時財政対策債については、毎年度20億円減額と想定)
- ・人件費は、給与改定を見込まず、退職手当は退職予定者数を勘案
- ・投資的経費は、平成14年度収支見通しと同額計上  
(各年度は、平成14年度予算額にミュージアム川崎シンフォニーホール取得費を上乗せ)
- ・その他経費の繰出金等は、特別会計・企業会計の収支見通しを勘案
- ・地下鉄事業は、平成16年度予算額と同額

( 参考 ) 行財政改革プラン実行後の姿

行財政改革プランの「財政フレーム試算モデル」に掲げる、従来手法による財源対策及び行財政改革の目標の達成、さらに減債基金からの借入れをした後の収支差を算定

	H17	H18	H19	H20	H21
従来手法及び行財政改革の目標	421	453	512	547	578

従来手法及び行革目標達成後の収支差 (減債基金借入金)	136	201	113	35	8
(内訳) 行革プランで見込んだ借入金	59	147	103	53	0
借入金の追加	77	54	10	18	8

## 【市政運営のガイドライン】

## 財政フレーム試算モデル

目標1	7年後(H21年度)に従来手法を併用しながらも、収支が均衡すること
目標2	H21年度の人件費の構成比が17.5%(H14 指定都市平均)となること
目標3	人件費以外の全項目についても、段階的な見直しを図ること

## 一般財源ベース

(単位 億円)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
A 収支不足見込	-482	-548	-513	-600	-712	-775	-775	-775
B 従来手法(これまでの財源対策)	450	331	320	309	298	300	300	293
土地売払収入	40	40	40	40	40	40	40	40
財政健全化債の活用	57	57	57	57	57	57	57	50
国保会計繰出金の未計上	68	68	68	68	68	68	68	68
満期一括積立の繰延べ	87	111	100	89	78	80	80	80
下水道会計繰出金の抑制	55	55	55	55	55	55	55	55
減債基金繰入金	13							
その他(市税、財調等)	130							
C 満期一括積立繰延の影響			-28	-68	-103	-88	-88	-88
D 行財政改革の目標 (収支見直しに対する削減率)	32 (5%)	130 (7%)	210 (9%)	300 (11%)	370 (13%)	460 (15%)	510 (17%)	570 (17%)
歳出の見直し	32	120	190	250	310	390	440	500
人件費	(12)	(40)	(70)	(100)	(130)	(160)	(190)	(220)
扶助費	(3)	(10)	(10)	(20)	(20)	(30)	(30)	(40)
投資的経費		(20)	(30)	(30)	(40)	(50)	(60)	(60)
その他	(17)	(50)	(80)	(100)	(120)	(150)	(160)	(180)
物件費								
補助費等								
繰出金 ほか								
歳入の確保	0	10	20	50	60	70	70	70
受益者負担								
債権の確保								

対応後収支不足額(A+B+C+D)	0	-87	-11	-59	-147	-103	-53	0
-------------------	---	-----	-----	-----	------	------	-----	---

減債基金の状況								
前年度末残高	864	821	630	615	562	303	229	205
当該年度繰替運用額		-87	-11	-59	-147	-103	-53	
年度末残高	821	630	615	562	303	229	205	234

平成20年度以降の収支不足額は試算されていないため、平成19年度と同額(775億円)と仮定  
減債基金の状況の前年度末残高から当該年度の繰替運用額を引いた数字が年度末残高と  
一致しないのは、これ以外に減債基金のルール通りの積立て、取崩しがあるため  
全ての項目について、収支不足に対する効果額をプラス表示

(資料 3)

## 款別公債費配分表

(単位:億円)

区 分		H15末対外 債務残高	H15末減債 基金残高	H15末実質 債務残高	公 債 費					
款 名	市 債 区 分	A	B	A - B	H16	H17	H18	H19	H20	H21
議会費	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務費	総務債	153	7	146	10	8	10	8	8	8
市民費	市民債	300	8	292	13	13	22	23	20	22
健康福祉費	健康福祉債	407	13	394	27	29	25	33	27	28
環境費	環境債	1,287	96	1,191	105	130	110	101	105	82
経済費	経済債	38	2	36	3	3	3	4	3	3
建設費	建設債	1,724	110	1,614	89	102	181	118	115	109
港湾費	港湾債	845	64	781	63	72	77	86	73	62
まちづくり費	まちづくり債	945	71	874	72	53	81	84	63	41
消防費	消防債	175	8	167	9	10	13	10	9	26
教育費	教育債	1,127	55	1,072	104	114	85	88	74	81
災害対策費	災害対策債	24	0	24	-	-	-	-	-	-
公債費		1,368	0	1,368	31	29	31	46	56	55
	臨時税収補てん債	66	0	66	5	5	5	5	9	5
	減税補てん債	775	0	775	21	18	17	18	19	20
	臨時財政対策債	527	0	527	5	6	9	23	28	30
諸支出金	諸支出債	413	13	400	8	6	121	6	7	237
予備費	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		8,806	447	8,359	534	569	759	607	560	754

H15までに発行したものに係る公債費である(H16以降の新発債は考慮していない)

災害対策費はH16から総務費に分類

公債費には元金、利子、諸費を含む

元金は償還額から借換債を控除し、減債基金積立、取崩額を考慮している

利子には割引利子、一時借入利子を含まない